

令和7年12月愛荘町議会定例会会議録

令和7年12月19日（金）午前9時00分開議

議事日程（第4号）

本日の会議に付した事件

~~~~~

追加日程第 1 諸般の報告

追加日程第 2 議案第72号 愛荘町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

追加日程第 3 議案第73号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第74号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 5 議案第75号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 6 議案第76号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）

追加日程第 7 議案第77号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

追加日程第 8 議案第78号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

追加日程第 9 議案第79号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

追加日程第10 議案第80号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）

~~~~~

追加日程第1 意見書第2号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書

追加日程第2 議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第3 議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第4 議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第5 議提第19号 議員派遣について

出席議員（13名）

1番 久保田 正利君	2番 小菅久宣君
4番 澤田源宏君	5番 村西作雄君
6番 森野 隆君	7番 村田定君
8番 上田太治君	9番 高橋正夫君
10番 外川善正君	11番 瀧すみ江君
12番 竹中秀夫君	13番 辰巳保君
14番 河村善一君	

欠席議員（1名）

3番 中川喜代和君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教育長	徳田寿君	教育次長	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定期賦税・一体交付事業推進室長事務取扱	西川傳和君	総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君	産業政策監	北川三津夫君
経営戦略課長 兼任革・DX推進室長	田中孝幸君	人権政策課長	藤野知之君
福祉課長	川井美幸君	子ども支援課長 兼こども家庭センター長	増居志穂君
住民課長	楠真二君	農林振興課長	阪本崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	生涯学習課長 兼国スポ・障スポ推進室長	水谷徹也君

事務局職員出席者

議会事務局長 森まゆみ 書記 伊谷一真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。ちょっと座ってさせていただきます。

本日、令和7年12月定例会の最終日の開会に当たり、一言申し上げます。

令和4年3月5日の任期から始まり、今議会が最後の本会議でございます。この期間、皆さんの御努力により、この議会運営が進められたことに感謝申し上げたいと思います。また、この間、村田議長、村西議長、森野議長が議長を務められ、今回、私が議長としてさせていただくことに感謝を申し上げて、今日の議会を進めていきますので、よろしくお願ひいたします。

本日、中川議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま諸般の報告、議案9件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、諸般の報告、議案9件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（河村善一君） 追加日程第1、諸般の報告を行います。町長。

○町長（有村国知君） 諸般の報告2ページをお願いします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法第180条第2項により報告するものです。内容については、次のとおりです。

1、契約の目的。令和6年度工事第35号愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（建築）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額2億5,740万円に対し、変更後の契約金額2億6,079万200円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県蒲生郡竜王町山之上3276。氏名、株式会社ヤマタケ創建代表取締役、竹井友明です。

続きまして、4ページをお願いします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としましたので、同法第180条第2項により報告するものです。内容については、次のとおりです。

1、契約の目的。令和6年度工事第36号愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事(電気設備)。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額8,714万2,000円に対し、変更後の契約金額8,886万200円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1262。氏名、愛知電機工業株式会社代表取締役、柿田新吾です。

続きまして、6ページをお願いします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としましたので、同法第180条第2項により報告するものです。内容については、次のとおりです。

1、契約の目的。令和6年度工事第37号愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事(給排水冷暖房設備)。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額9,377万5,000円に対し、変更後の契約金額9,729万3,900円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1262。氏名、愛知電機工業株式会社代表取締役、柿田新吾です。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議案第72号 愛荘町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第72号 愛荘町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、議案説明資料で御説明のほうさせていただきます。2ページをお開きください。

条例を制定する理由でございます。子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、内閣府令が定める基準に従い、国の示す運営に関する基準と同じ内容で条例を制定するものでございます。

条例の要旨でございます。第1章総則を第1条・第2条で、第2章特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の第1節利用定員に関する基準を第3条で、第2節運営に関する基準を第4条から第32条で、第3章の雑則を第33条で構成する条立てとしております。

施行期日については、令和8年4月1日からでございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。何点かお聞きします。

こども誰でも通園制度を来年の4月1日から進めるにおいて、運営基準を設けると。全協でも説明があったんですが、国がこれを示してくるのが間際になっているというところから、この議会に条例提案されてきました。

ここで読ませていただくと、確認になっていくわけですが、全ての条文に特定乳児等通園支援事業者という言葉から入っています。それで、本町は民間保育園が実施していくのではなくて、公立保育園で実施をしていくというふうに説明を聞いています。であるならば、この支援事業者という言葉の指しているところは、つくし保育園に当てはめるのか、要するに町として読み替えるのかというのがまず1つが質問です。

そして、第3条で、もう届いているのが、時間がないという問題があるのかどうかという意味でも確認をします。第3条で、通園支援事業所が対象乳児の利用する時間数、そして事業所が開所する日数と時間などを考慮して一月当たりの利用定員を定めるというふうに条文が書いてるんです。規則または要綱、こういうものはもうつくり上げているのか、それとも4月1日に間に合うようにつくっていこうとしているのか、確認をしたいと思います。

次に、第4条1項で、面談を行うに当たって、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制など重要事項を記載した文書を交付しなければならないと書いてあるわけです。これについても、こういうものがもう出来上がっているのかということになってきます。

次に、第6条でいう市町村が行うあっせん及び要請とはどういう意味を指すのか。本町の場合は公立保育園で進めていくわけで、この6条でいうあっせん及び要請とはどういう意味を持っているのかという確認をしておきたいと思います。

5番目に、第31条で会計区分をうたっているんです。当然、区分しなければならないとは思うんですが、つくし保育園の負担が増えるだけではないのかという危惧をするんです。この場合に、どういう体制になるのか、もしくはつくし保育園のどのように支援をしようとしているのか、この点について、以上をお聞きしておきます。

○議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 今ほどの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、全ての条文に特定乳児等通園支援事業者というようなことが出てくるというふうになっておりますが、今回、この特定乳児等通園支援事業者というのは、事業者、乳児等支援給付費を支給を受けるためのこの基準を、国が定める基準を基に、市町村が条例で定めるということになっておりますので、基本的には事業者というところは、給付を受ける者、民間の事業者というようなところになってくるかと思いますが、それにそぐっていろんな公立の園でも運営の基準に沿っての体制を引いていくというところにはなってきます。

続いて、第3条のほうです。すいません、規則等については、今後これから定めていくように準備を進めているところであって、まだ規則のほうの準備は準備中というような形になっております。

それと、面談のほうの質問であったかなと思いますけれども、こちらについては、交付をしなければならないというところは、給付費を受けるというところの民間事業者については、その文書を交付しなければならないというふうな形になってくるかとは思っております。

ごめんなさい、ちょっと第6条のあっせん及び要請につきましては、ちょっとごめんなさい、ちょっと資料のほう持ち合わせておりませんので、後日何らかの形でちょ

っとお示しさせていただければと思います。申し訳ございません。

ここにつきましては、つくし保育園でといいますより、民間の事業者がしていただく場合につきましては、その他の保育所の業務とはちょっと分けてというような形の会計区分にしなければならないということになっております。

以上でございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問します。

当然、自分もこれ読んだときに、民間事業所を指してこの条文ができるんだろうなというふうには読み取ったんです。でも、じやあ町はどういう、直接事業所との契約になっていくと、申込みができるというふうになっているわけで、その点で行政がどのような関わり方ができるのかなとか、非常にちょっと危惧をします。

でも、つくし保育園においても、勤務体制とかそういう重要事項は示したほうが多いのじやないのかなというふうに思うんです。民間事業所に充ててはいるけども、公立として最低限の事務事業、また保護者に交付すべき文書、こういうものは作成すべきだろうというふうに思います。ここが曖昧になると、結果として、つくし保育園に負担がかかっていくというふうに危惧するんです。

ですから、改めて、進めるにおいてどういうふうに体制を取ろうとしているのか。公立の場合だから、そう問題なさそうに見えるんですが、国がいかに拙速にこの事業を、制度を持ち込んでいるかというのが今の答弁でももう明らかになっていると思うんです。都市部なら別なんですが、こういう愛荘町のような農村的な地域は、直接的にはどれだけの要望が出てくるのかとかいうのは手探りになっていこうかという、都市部を背景にしてこういうものがつくられているなというふうにちょっと思わざるを得ないので、今言ったように、最低限、町としてもつくらざるを得ない、示したほうがいい、保護者の安心を持ってもらうためにも、と私は思いますが、町はつくらなくていいのかどうか、町としてもやはりつくっていこうとするのかどうか、その点の確認をしておきます。

○議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） ありがとうございます。

この条例につきましては、もちろん町もこれに準じてしていくべきものだと思っておりますので、交付すべきものについては交付していかなくてはいけないと思いますし、

保護者様の安心につながるような事業にしていかないと意味がないと思っておりますので、その辺についてはさせていただければと思っておりますのと、つくし保育園のほうの保育士のほうに負担がかかっていくのではないかと御心配いただいている部分につきましては、事務のほうにつきましては、子ども支援課のほうでも担わせていただく部分も多くございますし、保育士を確実に、誰でも通園のために1名会計年度任用職員のほうで雇用をしていくように今進めておりますので、それとあと、週2日で無理のない体制の中でさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺負担がないように、これから園のほうともまた十分に詰めさせていただきながら、事業を進めていきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。先ほどから大体把握はできているんですけども、この条例、国が示してきた条例そのままをここに定められるのか、それとも、どこか町が、町独自というか、そこに入れた、町独自で入れた内容があるのかどうかということについて答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） お答えさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、町独自でさらに別の義務づけ等の上乗せは基本的には行わずに、国の基準と同様にというようなところで町の条例を作成させていただいて、上程をさせていただいております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第72号 愛荘町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に対し反対を表明します。

令和8年4月1日より全国で実施されるこども誰でも通園制度に関して、事業者の運営を定める条例制定ですが、町では事業者を町立つくし保育園に決定しています。担当課でお聞きしたところ、つくし保育園は定員100名に対し、子どもの人数は合

計106人、そのうちゼロ歳児が6名、1歳児19名、2歳児17名とのことです。定員を超えているのに、その上、こども誰でも通園制度の受入れは大変なのではないかと懸念します。

国が示した条例をそのまま町で定めたということでしたが、自治体ごとの状況があり、やはり国が押しつけてきたということについては批判をします。

また、この条例は事業者の何々せねばならないという義務的内容が多く、利用の申込みを受けたら正当な理由がなければ拒んではならない、市町村が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならないなど、保育士の確保が不十分ならどうなるのかと思われる内容や事務的な仕事も多く明記され、現体制のもとでは不安、負担が増大するものです。これについては、先ほど答弁がありましたように、やはり町立の保育園ですので、行政のほうでも援助、支援していかれることを求めるものです。

千葉市が今年5月にまとめた令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業検証結果報告書では、保育従事者の声として、通常保育へよい影響があったという回答は16.7%に対し、悪い影響があったとの回答が50%を占めています。通常保育にどのような影響があったのかの問い合わせに対する自由記述では、悪影響として、担任が対応に追われ、通常保育が手薄になった、在園児が不安定になり、落ち着かない様子が見られた、初めての環境に泣く利用児童が多く、通常保育も落ち着くまで時間がかかるといったことが報告されています。

こうした調査からも明らかなように、資格を持ち、研修を受けている保育士でも、ふだん預かる子どもたちの特性やアレルギー等を把握し、事故を起こさないよう、神経を使う中で、不定期に預ける本制度が施設側にとっても子どもにとっても大きなリスクになっていることは大きな問題です。こども誰でも通園制度により、事業者はかなりの仕事が増えるものと思われる条例の内容になっています。それぞれの自治体の抱える状況を無視して、令和8年4月1日から全国で実施されるこの制度には無理があることを訴えます。

全ての子どもの育ちを応援するには、保育士の配置基準を抜本的に改善し、親の就労にかかわらず、公が責任を持つ保育施設に入る体制をつくるべきことを訴え、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第72号 愛荘町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号～議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議案第73号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から追加日程第5、議案第75号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題にし、質疑、討論、採決それぞれを一括で行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれを一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の12ページをお願いをいたします。

議案第73号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうをお願いをいたします。3ページでございます。議案説明資料の3ページでございます。

改正する理由でございます。人事院勧告に基づき、公務員の給与改定に関する取扱いについて改正されることから、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて、関係する条例の一部を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。2条立てでございます。

まず、第1条でございますけれども、通勤手当及び宿日直手当を改正ということで、第15条第2項第2号、通勤手当の改正ということでございます。通勤手当につきま

しては、通勤の距離に応じて手当の支給となってございます。アからスがございますけれども、ア、イについては改正ございません。ウからスについて御覧のとおりの改正となってございまして、200円から最大1,700円のアップということになってございます。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

第21条では、宿日直手当ということで、宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえまして、300円の改定となってございます。現行4,400円を4,700円にアップするものでございます。

続きまして、給料表の改正及び年間で期末・勤勉手当を0.05月分引上げをさせていただきます。4.6月分を4.65月分というところの改正となってございます。第22条第2項、期末手当の改正、令和7年12月期支給分の期末手当の改正となってございまして、第23条第2項につきましては、勤勉手当の改正ということで、令和7年12月期支給分の勤勉手当の改正となってございます。

あと、別表第1につきましては、給料表の改正ということで、第3条関係、民間給与との格差1万5,014円を解消するため、初任給の引上げと、若年層に特に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定となってございます。平均の改定率につきましては3.3%、初任給については、大卒で1万2,000円、高卒については1万2,300円の引上げとなってございます。

続きまして、第2条でございます。第22条第2項の期末手当の改正ということで、令和8年度以降の6月期及び12月期支給分の期末手当の改正となってございます。第23条の第2項につきましては、勤勉手当の改正ということで、令和8年度以降の6月期及び12月期支給分の勤勉手当の改正となってございます。

第1条につきましては令和7年の改正、第2条につきましては令和8年の改正となってございますので、よろしくお願いします。

5ページでございます。

施行期日につきましては、第1条については、施行日、公布の日、適用日を、別表第1、俸給表及び勤勉手当、宿日直手当の改正につきましては令和7年4月1日、条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の改正につきましては令和7年12月1日、第2条の部分につきまして、施行日については令和8年4月1日となってございます。

あと、6ページから23ページにつきましては、新旧対照表となってございますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、議案書のほうに戻りまして、18ページをお願いをいたします。18ページでございます。

議案第74号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出させていただくものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうをお願いをいたします。24ページでございます。議案説明資料の24ページをお願いをいたします。

改正する理由でございます。人事院勧告に基づきまして、公務員の給与改定に関する取扱いが改正されることから、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じて、関係する条例の一部を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。第1条第2条第2項、年間で期末手当を0.05月分引き上げ、現行3.45月を3.5月に変更するものでございます。令和7年12月期支給分の期末手当改正となってございます。

次に、第2条につきましてですけれども、条例の第2条第2項、令和8年度以降の6月期分及び12月期分の期末手当の改正ということになってございます。

25ページでございます。

施行期日を第1条で、施行日、公布の日、適用日を令和7年12月の1日、第2条といたしまして、施行日を令和8年4月1日となってございます。

26ページから27ページにつきましては、新旧対照表となってございます。

続きまして、議案書のほうの19ページをお願いをいたします。

議案第75号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の28ページをお願いをいたします。議案説明資料の28ページでございます。

改正する理由でございます。人事院勧告に基づきまして、公務員の給与改定に関する取扱いについて改正されることから、愛荘町職員の給与に関する条例改正に伴い、会計年度任用職員についても同様の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございますけれども、給料表の改正を行うものでございます。正職員の給料表と同じく、人事院勧告に基づきまして、同様の改正となつてございます。

施行期日につきましては公布の日となつてございまして、適用日を令和7年4月1日となつてございます。

新旧対照表につきましては、29ページから39ページとなつてございますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより議案第73号から議案第75号までの一括質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

まず、昨日国会で地方交付税法の改正の審議が行われて、可決されたと。その中で、会計年度任用職員の待遇という議論もなされています。林大臣も、会計年度任用職員の多数が女性で占められていて、待遇の改善は必要だというふうに答えていました。そういう立場に立ってお聞きします。

今回、再任用職員の引上げがされてるんですが、給与もされてるんですが、職員のほうの73号に示されている、改正後で1級の1号で19万5,800円というふうに改正をされています。会計年度任用職員の1級1号も同じ金額で19万5,800円に引き上げられています。説明で、高卒、大卒の初任給が引き上げられたと言ってるわけですが、号給でどの級、1級の何号に新卒は該当するのかということがまず1つです。大卒、高卒の初任給が1級の何号に当てはめるのか。

そして、会計年度の任用職員は、号給で言えば1級しか枠がないんです。一覧表はすごく継続年数があるかのように表記があるわけですね。本町はどうなのか。1級の何号までが再任用の人たちなのか。その場合はフルタイムだと思うんですよ。じゃあパートタイムの人は、この表の1級のどの号を適用してパートタイムに、時間を掛けているのか、時間に換算して支給されているのか、その点を確認をしたいと思います。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今2点御質問を頂きました。

ちょっと大卒、高卒の初任給の号給につきましては、ちょっと後ほどお調べさせていただいて、報告のほうさせていただきます。

あと、会計年度なんですけれども、1級のほうの部分で給料表のほうを活用のほうをさせていただいております。会計年度任用職員といいましても、いろんな職種がございますので、その職種に応じて号給のほうを定めさせていただいているところでございます。近隣市町との整合性も必要ですので、そういったところも勘案させていただきまして、決定させていただいている部分もございますので、よろしくお願ひします。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問をさせてもらいます。

職種に応じて様々な対応をしていると言われているんですね。私は1級の何号の適用をされるのかを確認しているんです。様々なやつがあるでしょう。今言うように、パートタイムも含めて。我が町はどこをどう対応しているのか。

というのは、なぜ地方交付税法を持ち出したのか、たまたまちょっと読んでたら、記事を読んでたら、そこがあったのでね、昨日。地方交付税算入を、要は分母、分子の関係ですよね。交付税申請するときのね。会計年度任用職員の給与が、上げても交付税算入されるのか、そこまではちょっと僕は分からぬけども、要するに林大臣は、処遇改善は、まあ言うたら、考えていかなければならぬという答弁はしているわけです。そこは我が町としてはどんどん攻めるべきだと思うんですね。地方交付税申請をすべきだと思うんですね。

要するに、地方交付税でも見られなかつたら処遇改善がしにくいわけでしょう。ですから、私は今聞いてるんで、大体、一体我が町は1級の何号を適用してやってるのか、そのぐらいは大体分かるでしょう。給料出してるんですから。だから、パートなら、4時間なら大体これの号給表の半額で出すとか、そのぐらいのことは最低限答えられると思うんで、そこを聞いてるんです。どういう処遇になっているのか。

処遇改善しないと、要するに200人から人が採用しているわけでしょう。すごいですよ、この町支えてるのに。だから、そこを聞きたいということを言ってるんです。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今、職種によって号給のほうが違うというところでお答えをさせていただきました。すごく職種もございます。例えば事務補助、一般事務、看護師、保健師、社福士、そういった職種いろいろござい

ますので、それによって号給というのは違うというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、会計年度には大きくフルタイムとパートタイムというのがございますけれども、フルタイムというのは今のこの号給に載っている級に当たる金額がそのまま月額というところで支給させていただいているという部分でございまして、あと、パートにつきましては、その実際、週4日やつたら週4日になる、割り算で月額のほうを決定させていただいて、支給をさせていただいているというところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） だから、出させてもらって、じゃあ職種がいろいろあるんだったら、号給が、あくまでも級が幾つもありそうな答弁に聞こえるんですよ。いや、再任用は1級しかないんでしょう。この表で見れば1級しかないやん。どう転んだって。

何か今の答弁聞いてると、いや、再任用も確かに課長級で再任用しているとか、たしかそういう説明が過去にあったと思うんですよね。まるっぽではないんやけど。それならそれで、そういう表を示してもらわなあきませんわね。いろんな、あくまでも号給がいろいろありそうな答弁に聞こえるんですよ。

だから、再任用は1級なのが1級、1級で、号で、課長級で退職されて、もう少し65歳まで任用するという人たちの場合は、確かに号が大きいかも分かりません。ちょっとそういう解釈、そういう説明になつたら分かるんですが、何か号給がそこに働くような捉え方なので、あくまでも1級しかないはずなんで、どうなのか。

65歳の定年制になれば変わってくるだろうけど、ちょっとそういう点で、確かにパートとフルタイムと、フルタイムをベースにパートタイムを算出しているというのは、号給に照らしてやっているという解釈でいいことでしょうね。それがどうなのかというのを、だから、号給でいっても1級しかないわけで、ちょっと、高い号の方もあると。35号もあるという答弁にされるのかどうか、そこを詰めているわけです。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） それでは、今の御質問にお答えしながら、ちょっと具体的な例の部分も含めて御説明させていただきます。

今現在、保健師の部分で言いますと、会計年度任用職員としまして、フルタイムの

保健師のほうを募集をさせていただいております。今現在、改正前ですので、その部分につきましては、フルタイム1か月の給料につきましては23万2,200円という部分で募集をしております。その部分につきましては、1級の給与改定前で言いますと、説明資料の36ページにあるんですけども、その1級の35号という部分での支給ということで募集をしておるというところです。

また、議員おっしゃられているように、その部分をベースとしまして、同じような仕組みの中で、フルタイムの一般職員というか、とか事務補助とかそれぞの、先ほど申しました、総務政策監が言われましたような職種に応じて対応しておるというところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私が言いたいのは、わざわざ林大臣のそういう前向きな答弁を持ち出して、しかも昨日のことなんですよ。当然、皆さんとここまで伝わるかどうかは、それは知りません。ですから、要するに処遇改善をしていかないと、この町の要するに行政を支えている裏方さんたちが多いわけですから、そこを処遇改善しないと、安い給料だけで抑えてるというのは、あまりもう通用しなくなってきたということが、私は林大臣が裏返しで答えてるんだと思うんです。

ですから、皆さんがいろんな機会を通して、前回、議案にもいってますが、地方交付税算入されるのかされないのかという、国の制度の改正によって、100%国が持てばいいのに、地方が半分持つと。半分持つのはいいんだけど、地方交付税算入しますというふうになるのかどうかというのは、私はどんどん地方交付税を求めていけばいいと思うんです。意識的に皆さんを取り組むべきだと思ってるんです。ですから、小さな町ほど本当に処遇改善をしていかないと、本当に人を寄せてくることができないと思うんです。そういう点でちょっと見解だけを聞いておきます。

一定今回はそれを引上げをするということで提案されているわけですから、別にそこが問題になるわけじゃなくて、我々がもっと強く国に求めていくべきだと思うし、せっかく処遇改善を口にしてきたんで、もっともっと皆さんは強く国に向かって求めていくだと思うんです。こういう自分の私見ではあるんですが、これらをどのように行政としてどう捉えるか。こういう変化をやっぱり的確に捉えていくべきだと思うので、ちょっと聞いています。答えられたら答えてください。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。特に地方交付税の算入につきましては、議員おっしゃるとおりというふうに思っているところでございます。

処遇改善、イコール職員さんの給与というところだと思うんですけれども、その部分につきましては、今の今回の人事院勧告に基づきまして、しっかりと対応しているというところはございますけれども、重要なのはやっぱり、他市町との状況について、どれだけ格差があるかというところも見ていかなあかん部分かなというふうに思いますので、そういったところについては、特に今後も注意していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより議案第73号から議案第75号までの一括討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号から議案第75号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 全員起立であります。よって、議案第73号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第75号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までは、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第6、議案第76号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の2ページをお願いをいたしま

す。

議案第76号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,422万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億1,965万6,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 嶽入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、地方債の追加、変更は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

3ページをお願いをいたします。

今回の12月追加補正につきましては、大きく2点ございます。1点目は、物価高対応子育て応援手当支給事業でございます。これは、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対して、子ども1人当たり2万円を支給するものでございます。

もう1点につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う増減でございます。まず、人事異動となっている部分につきましては、人事異動は4月でございますけれども、予算編成は前年度の令和6年度中に作成をさせていただいておりまして、人事異動分が予算に反映をされておりませんので、例年この12月の追加補正に人勧の部分と一緒にお願いをしているものでございます。

それと、人事院勧告の部分でございますけれども、条例の改正もお願いをしておりますけれども、正規職員及び会計年度任用職員、特別職に係る賞与及び給与、報酬について、人事院勧告に基づき、増額補正となってございますので、それを反映したるものでございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。

第1表 嶽入歳出予算の補正でございます。歳入からでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が8,266万6,000円の追加。

15款県支出金2項県補助金26万4,000円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金5,129万1,000円の追加。

合計1億3,422万1,000円の追加の補正となってございます。

続きまして、4ページをお願いをいたします。歳出でございます。

1款議会費 1項議会費、補正予算額が114万5,000円の追加。2項総務費 1項総務管理費 608万4,000円の追加。2項徴税費 70万3,000円の追加。3項戸籍住民基本台帳費 191万円の減。5項統計調査費 165万5,000円の追加。

5款民生費 1項社会福祉費 1,067万1,000円の追加。2項児童福祉費 8,198万2,000円の追加。

4款衛生費 1項保健衛生費 1,362万9,000円の減額。

6款農林水産業費 1項農業費 317万5,000円の追加。

7款商工費 1項商工費 160万9,000円の追加。

8款土木費 1項土木管理費 480万9,000円の追加。2項道路橋梁費 128万3,000円の追加。4項都市計画費 33万円の追加。5項住宅費 62万2,000円の追加。

5ページでございます。

9款消防費 1項消防費 375万4,000円の追加。

10款教育費 1項教育総務費 1,224万1,000円の追加。2項小学校費 148万9,000円の追加。3項中学校費 1万9,000円の追加。4項幼稚園費 446万6,000円の追加。5項社会教育費 1,284万円の追加。6項保健体育費 88万3,000円の追加。

歳出、歳入もですけれども、合計をいたしまして、1億3,422万1,000円の追加となってございまして、補正後の予算をいたしまして、126億1,965万6,000円となってございます。

続きまして、6ページをお願いをいたします。

第2表の繰越明許費の補正となってございまして、事業名をいたしまして4点ございます。

8款土木費、まず、2項道路橋梁費で、事業名をいたしまして（仮称）湖東みらい線道路計画事業で、金額が1,000万円。その下、町道栗田・市線対待避所設置事業で、これも繰越額1,000万。その下、愛知川地区排水路修繕事業で、これについても1,000万。次、5項の住宅費で、町有地造成工事（山川原）で575万1,000円の繰越しというところとなってございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、7ページをお願いをいたします。

第3表 地方債の補正となってございます。今回の地方債の補正につきましては、地方税の措置を有利な起債に変更をさせていただきましたので、振替をさせていただくものでございます。

1の追加となってございますのは、起債の目的といたしまして、公共施設適正管理推進事業債（土木）、限度額を2,700万円とさせていただくもの。

2といたしまして、変更の部分でございます。起債の目的、地方道路等整備事業債で、補正前額が3億4,270万、補正後については3億1,570万ということで、この差額が先ほどの追加の部分の減の部分ということで、2,700万円の減額となってございます。

あと、起債の方法、利率、償還の方法については、全て変更はございません。

32ページから35ページにつきましては、給与費明細書となってございます。よろしくお願いをいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、上田太治君。

○8番（上田太治君） 6ページの8款土木費の道路橋梁費、愛知川地区排水路改修事業費の繰越明許費についての詳細の説明をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 当繰越事業の詳細の説明をいたします。

まず、概要、経過でございます。今回のこの繰越しをさせていただく委託業務につきましては、公共の排水が民間の敷地の地下を通り、河川へ排水されていたということで、令和元年の12月に、排水管、暗渠管が入っているということで、民地の所有者のほうから通報で発覚をしたものでございます。

その後、当時のそういう経緯についてちょっといろいろと確認等をさせていただきました。その中で、昭和54年当時に、当時の土地所有者であるそこの会社から分筆、売買をされたものではないかということで、約40年余りが経過している状況でございました。当該暗渠管がどのような経緯で誰が施工したものであるかは、国や県にも資料等がなく、確認ができない状況でございます。また、当時、今現在、個人の土地となっておりますが、その方が購入した際には、そういう資料等がなく、当然、暗渠管が入っているということも御存じでなかったということでございます。

そうしたことから、大前提としまして、当該暗渠管を町が管理すべきかどうかというところは判断が必要とはなってきますが、現在も広域の排水が、かなりの範囲からの排水が通っている状況ということがございますので、公共性が高いものであるというふうに推測、推察されています。

排水先としては、ただし、個人の敷地に通っているということで、不適切であり、借地という選択肢についても考えてはいましたが、やはり町が所有をし、管理していくことが前提というふうに考えますと、なかなか個人の敷地の中を通っている排水管を維持管理できないというふうにも考えられますので、今回、新たなルートを検討し、維持管理が容易にできるというところも含めまして、設計業務を繰越しを行い、新たなルートを計画して、排水管を設置をしていくための設計をしていくということでお願いをするものでございます。

○議長（河村善一君） 8番、上田太治君。

○8番（上田太治君） これについては、当初予算の中に組み込まれていて、当初予算のときに十分な説明を受けていなかったといいますか、私どもが気づかなかつたという具合には思っております。

一昨日の全員協議会の中で説明を受けまして、私も大変不信といいますか、不自然に感じまして、今朝早速、霜の中、同僚議員とともに現地に確認に行ってまいりました。どうもこれは、当初、一企業が全体の用地を持っていた中から分筆をして、企業及び一般住宅を建てる予定の方にも売却をされた土地のようございます。そこは青線として国や町の水路ではなく、現在も現実としてそれがあるという事実がうかがえました。

それと、後から通学用の歩道がつけられ、改修されている状況が確認ができました。そのときにはその排水管は必ず認識をされたはずでございます。そこが補強して不飲川のほうに流れる工事がされておりましたので、そのときにそういう問題がなかつたのかということが1つ。

また、これらについては、もう数十年前からその排水管が、もし町のものであれば、占用されている使用権については時効が成立しているのでないのかな。たまたまその管の通つておる所有者の方にもお出会いをして、訴えられた方ではないというような感じはしましたけども、その人がいわくには、我々はその管が入っているのを承知の上で買っていると。承知の上で買ったんだということをおっしゃっておられました。

代が代わって、お父さんが買つとかはって、次の人がこんなん知らなんだでと言うてはる人があるのかも分からぬというようなことをおっしゃっておられました。弁護士にも相談をされたということでございますが、その辺についてはどういう見解であったのか、少しお知らせをいただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） まず、順番に答弁申し上げます。通学路を整備したときに把握されていたのではないかという御質問でございますが、今、通学路が設置されていますところよりももう少し南側というか、個人の敷地の中に排水管が埋設されているというところで、位置のほうが若干違うというところと、あと、通学路を整備する際には、あまり掘削というか、地下を掘るのも、今、埋設されているのが、ちょっとはつきりとは確認はできておりませんが、大体1メートルから1メートル50センチぐらいの深さで埋設をされていますので、そこの整備をされた段階でその排水管が把握できていたかというと、そこはちょっと確認はできていなかったのかなというふうには考えております。

また、時効の成立というところのお話でございましたが、現在も公の排水がそこに流れているという状況でございますので、当時、買われたそこの個人の敷地に通っているというところで、買われた土地の所有者がそこを、今ほどもおっしゃっていただくように、御存じで買われたというお話ではございますが、実際、ちょっと町のほうに問題提起されてこられた方については、知らなかつたというところもお話をされておられますし、今の公共的な排水が今も流れているという状況を踏まえますと、そこは、そのもの自体についての撤去とかいうことは必要はないかというふうに弁護士のほうからもお話のほうは頂いておりますが、そのままの状態ではやはり維持管理等もできないですし、適正な管理をしていくということを考えると、やはり新たな場所で設けて、維持管理をしていくというところが適切ではないかというふうな御意見を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、上田太治君。

○8番（上田太治君） 現場は確認をされておりますわね、当然。そうなると、私どもが今朝確認したところと少し違うのかな。明らかに歩道のところに排水溝が出てましたので、そこだなという判断をしてるんですけども、それと、今ほど、その訴えら

れた方は排水溝が入っているのを知らなかつたという具合におっしゃつておられるということですけども、それは、売られた方、今回、どうも仲介の不動産屋が入っていない、直接企業から買われたようですが、瑕疵担保責任というのがございます。それを説明しない、分かっていながら説明しなかつたということは、売られた業者の責任でもありますし、申してますように、既にそれについて、二十数年間改正がなかつたわけでございますので、当然、そこの使用権は、もし公共の管であったとしても、できてるのでないのかな。

なおかつ、青線になつていなかつたということは、公共の排水でないでないのかな。従前、あそこの大きな工場、工場といいますか、企業でしたので、そこの敷地内に自社用の排水管を通して、一部公共の分も好意的に流されていていたのでないのかなというような気もします。

今回、特に、債務負担行為で次年度に回されるということですので、既に工事をしていなかつたということは、ある意味適切でないのかな。次回、実際に工事をされるときには、その辺を十分追求をしながら工事を進めていただきたい。

それと、これは直接関係ないので、言っていいのかどうか分かりませんけども、不飲川の周辺ぐるっと回ってきたんですけども、大変問題のある箇所がたくさん散見されました。それらの工事と一緒にされてもいいのかな。

また、この工事、調査費だけで1,000万見ているわけですが、付け替えるとなると、用地取得から工事費、見た感じ、どこにそれを付け替えるのか、大変難しい問題ですし、膨大な工事になると思いますので、たまたま出会つた方は、もう廃止してくれはつたらほんと私はいいんですよというような、というようなこともおっしゃつておられましたので、そういうことも含めて、そういうことも含めて慎重に工事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

予算が認められたんやで、債務負担行為やさかい、次の年は自動的にするわということは、ちょっと私は問題があると思いますので、申し添えます。それについての答弁。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） ありがとうございます。排水の位置につきましては、繰り返しになりますが、民地の、今、敷地の中に入つてあるというところで確認をしております。また、瑕疵担保責任等があるというところであつたりとか、使用

権等につきまして、弁護士のほうに相談をしている中で、民法の適用等も含めて、通水することに対しては問題はないというような見解も頂いておりますが、やはり維持管理であったり、今の水路が損傷が出てきた場合どうするかとかいう具体的な話につきまして、所有者の方等と今後しっかりと書面でやり取りをしていかなければならぬというふうに考えておりますので、そういったところは弁護士のほうのアドバイスを受けながら進めていきたいというふうに考えておりますし、しっかりとその対応もしていくというところと、あと、今、そのお願いをしている、新たなルートをお願いしている企業さんというのは、あくまでもその企業さんにはちょっと全く関係のない、広域の国道8号よりも東側から西側の不飲川のほうに向かって流すというところの、通過するというところの敷地をお借りするというところで、今の企業様に関しましては、特段何もそこに排水を落とされているわけではありませんので、あくまでもそれをちょっと企業さんの方に御理解、御協力を頂いた上で、そこに新たに計画をうちのほうから打診をさせていただくというところで、委託業務のほうを発注をしていこうというふうにも考えているところでございます。

それとあと、用地と工事費でございますが、当然、工事費はかかりますが、用地につきましては、ちょっと有償ではなく、無償のほうで何とかお願いできぬいかというところは、もちろん町のほうからもお願いをしているところでございますが、ちょっとやはり相手方がございますので、ちょっとどういった判断をされるかというのは、ちょっと今後の交渉次第かなというふうに考えておりますが、誠実に、丁寧に御説明した上で、御協力のほう求めていけたらというふうに考えている次第でございます。

○議長（河村善一君） 8番、上田太治君。

○8番（上田太治君） まず1点、私は、そうやって公共の水も一緒に流れているのであれば、対応をすることもやぶさかではないとは思いますけども、弁護士はクライアントの強い要望に応じて、その意向に合うように結論を持っていきますのでね。町のほうがまあまあ速やかに妥協するんやというたら、それは簡単ですので、そういう結論になっていきますし、民間であれば到底そんなことはのみませんので、公共やから一部そういうことも組み入れていってもいいのではないのかなという具合には思いますけども、今、排水として使っておられるという情報を入れたのは、企業でなしに、どこまで言っていいのか分からんけど、一部の自宅といいますかね、方が排水として使っておられるというような情報を得ただけですでね。企業のほうはもう全面舗装

してますので、そういうことはございませんでした。その辺については十分協議をしながら、より工事費の安くなるような方法を再度検討しながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 私のほうも6ページの繰越明許費の件でお聞きしたいんですけれども、5番の住宅費は1,000円単位で上がってる中で、ほかは1,000万、1,000万、1,000万なんですかね。取りあえず1,000万ぐらい見とけやという感じで入れてはるのか、950万やから1,000万にしこうかなと思つてはるのか、600万やから取りあえず1,000万ぐらいかかるかなというふうにしてはるのか、何というか、基金繰入金からの逆算でやつてはるのか、ちょっとそこの詳しい話をお聞かせください。足らないこともあるかも分かりませんのでね。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

久保田議員がおっしゃられる端数まで繰越しの費用を見ているのと1,000万というところの単位の違いというところを御指摘いただいております。当課といたしましては、当初予算でこの繰越しをさせていただく予算をちょっと計上していたというところが1点、率直な理由でございます。

また、金額のほうもやはりちょっと、予算の範囲内でというところで一定進めていくというところは大前提でございますが、ちょっとこの見方という部分に関して、ちょっといろいろと御指摘いただいておりますが、当課としては、あくまでも当初予算を計上していた金額をそのまま繰越しをして進めていくというところで考えている次第でございます。

○議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 決して私は指摘しているのではなくて、質疑をしているんですけれども、先ほど来淡々と答えていただいたんですけども、今ちょっとかなり無理があるような答弁やったと思うんですけども、ある程度見積りを取った根拠があるかどうかということを聞いているんです。ここをちょっと回答ください。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） この予算額につきましては、見積りというのではなく、一応概略の延長であつたりとか、道路の幅であつたりとか、先ほどのお話の

排水路である場合はその口径であったりとか、そういったところをあらかじめ当課のほうで概略の設計をした上で金額のほうを予算として見込んでおりますので、そこで、たまたまということではないんですが、これだけのやはり金額が必要というところで、一定予算のほうを計上したということとしております。

○議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ということであれば、おおよその根拠を持っておられるというところで、600万がおおよそ1,000万ぐらい見とけやというのではなくて、800万、900万やから1,000万見とこうという話として予算を計上されているとして理解してよろしいですか。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 設計をする中で、予算額以上の設計はもちろんできませんので、設計の金額と、あと、そこで査定等がある中で、予算というのは計上はしていってますが、今ほどもおっしゃっていただくように、500万、600万という金額ではなく、やはりそこの予算の中で収まるぐらいの規模の事業だというところで、一定その金額を見ているというところでございます。

○議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 最後にですけど、まだまだ詰めた話はしたかったんですけども、根拠立てがあるという解釈をしてよろしいですか。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 当然、根拠のほうは、もちろん当課のほうで積算した上での見積額というか、設計額になっておりますので、その金額に基づいた予算化というところで予算化のほうは進めております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第76号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号～議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第7、議案第77号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から追加日程第10、議案第80号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題にし、質疑、討論、採決それぞれを一括で行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれを一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、補正予算書の36ページをお開きください。36ページです。

議案第77号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億6,411万円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、第1表 岁入歳出予算補正で説明させていただきます。37ページです。

歳入の部でございます。10款繰入金1項他会計繰入金149万8,000円の追加。歳入合計、補正予算額149万8,000円の追加で、補正後予算額19億6,411万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費149万6,000円の追加。その下、2項徴税費6万2,000円の追加で、歳出合計、補正予算額149万8,000円の追加。補正後予算額19億6,411万円でございます。

43ページから45ページにつきましては、給与費明細書となっております。

続きまして、補正予算書の46ページをお願いいたします。46ページでございます。

議案第78号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,561万9,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、47ページをお願いします。

まず、歳入の部でございます。4款繰入金1項一般会計繰入金19万円の追加で、歳入合計、補正予算額19万円の追加。補正後予算額2億6,561万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費1項総務管理費19万円の追加で、歳出合計、補正予算額19万円の追加。補正後予算額2億6,561万9,000円です。

53ページから55ページにつきましては、給与費明細書となっております。

続きまして、補正予算書の56ページをお願いいたします。56ページでございます。

議案第79号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,065万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,341万9,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、57ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金285万9,000円の減額。

5款県支出金2項県補助金143万円の減額。

8款繰入金1項一般会計繰入金640万3,000円の減額。2項基金繰入金3万8,000円の追加。

歳入合計、補正予算額1,065万4,000円の減額。補正後予算額16億8,341万9,000円でございます。

次のページ、58ページをお開きください。

歳出の部でございます。

1款総務費1項総務管理費641万9,000円の減額。2項認定審査会費144万5,000円の追加。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業742万5,000円の減額。

6款諸支出金2項基金積立金147万5,000円の追加。

歳出合計、補正予算額1,065万4,000円の減額。補正後予算額16億8,341万9,000円でございます。

64ページから66ページは給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、補正予算書67ページをお願いいたします。

議案第80号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

総則、第1条、令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

他会計からの補助金の補正、第3条、下水道事業の営業助成のため、一般会計から

この会計へ補助を受ける金額を2億5,067万2,000円とする。

上記の議案を提出させていただきます。

それでは、おめくりいただきまして、68ページをお願いいたします。

令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算実施計画書でございます。

収入の部、1款下水道事業収益2項営業外収益、既決予定額が6億5,392万、補正予定額が33万円の追加で、補正後6億5,425万円でございます。

69ページ、支出でございます。

1款下水道事業費用1項営業費用、既決予定額8億8,629万7,000円に33万円を追加をさせていただきまして、計8億8,662万7,000円とさせていただくものでございます。

70ページからはキャッシュ・フロー計算書、72ページからは給与費明細書を添付させていただいております。

御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（河村善一君） これより議案第77号から議案第80号までの一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより議案第77号から議案第80号までの一括討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号から議案第80号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第77号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第80号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）までは、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩といたします。再開を45分といたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（河村善一君） 引き続き会議を始めます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま意見書1件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、意見書第2号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書を議題にします。本件について、提案理由の説明を求めます。11番、瀧 すみ江君。

〔11番 瀧 すみ江君登壇〕

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。意見書のほうの説明をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

意見書第2号、令和7年12月19日、愛荘町議会議長、河村善一様。

生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、瀧 すみ江。賛成者、愛荘町議会議員、澤田源宏。同、村西作雄。同、高橋正夫。同、外川善正。同、竹中秀夫。同、辰巳 保。

それでは、次の3ページのほうを御覧ください。

生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書。

憲法25条では「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、国に対して全ての生活面について、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めることを求めていた。生活に困窮したら誰でも利用でき人間らしく生きるためにの保障が生活保護制度である。

最高裁判所は6月27日、厚生労働省が2013年から2015年にかけて生活扶助の基準額を平均6.5%、最大で10%も引き下げたことに対し、「物価変動率のみを直接の指標として用いることについて合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。デフレ調整について厚労省の判断には裁量権の逸脱または乱用があり、生活保護法に違反して違法だ（要旨）」とした統一的な判断を示した。

よって愛荘町議会は、「最高裁判所の判決に従い生活保護利用者全員に対し、下記の事項について速やかな対応をする」よう、国会及び政府に強く要請する。

記。1、緊急に物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引上げを直ちに行うこと。

2、生活保護基準を2012年まで遡及し、減額によって侵害された原告・生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。

3、「物価偽装」などの手段を用い、基準部会に諮らないなどの違法な手続によって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えてきたことに対し、真摯に謝罪すること。

4、違法な減額処分を行った経過と原因、責任の所在を検証し、再発防止策を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

令和7年12月19日、滋賀県愛荘町議会。

ぜひ慎重なる御審議を頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、上田太治君。

○8番（上田太治君） ただいま遡及してという言葉がありました、当事者が亡くなつておられる場合、その権利は相続人に行くと思うんですが、相続人がいかに裕福であつても、その分が権利として引き継がれるのですか。その辺お答えをお願いいたします。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） この意見書の基になる請願は9月に請願として出されたものですので、その時点ではいろいろなことがまだ政府では協議されておりませんでしたけれども、その後いろいろな、テレビでもよくやりましたけれども、いろいろな協議がなされまして、その結果、今、御質問の遡及される場合、死亡している人がど

うなるかということの案は明らかにされています。それは、厚生労働省が10月29日、生活保護費の2013年から15年の引下げを違法とした最高裁判所判決をめぐり、減額分を当時に遡って追加支給する場合、既に死亡している人は対象外とする案を明らかにされています。ですから、今の政府の案でいくと、死亡された人は対象外ということになるということです。

○議長（河村善一君） 8番、上田太治君。

○8番（上田太治君） 分かりました。死亡された方には対象にならないという、遡及は対象にならないということを聞いたらそれで結構です。

○議長（河村善一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより意見書第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、意見書第2号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議提第16号～議提第18号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第4、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 异議なしと認めます。よって、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の

継続調査について、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

◎議提第19号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議提第19号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第19号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（河村善一君） 町長、閉会の挨拶。

○町長（有村国知君） 令和7年12月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

今議会に提案させていただきました案件は、条例案件10件、財産の取得案件1件、補正予算案件8件の計19件でございました。慎重審議の上、議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

10日及び本日お認めいただきましたこども誰でも通園制度に係ります条例制定については、令和8年4月から町立つくし保育園で実施を予定しております。保育所等に通所していないゼロ歳6か月から満3歳未満児を対象として柔軟に利用できる新たな制度ですので、しっかりと周知してまいります。

次に、本日お認めいただきました議案第76号の一般会計補正予算の物価高対応子育て応援手当支給事業でございます。この事業は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、ゼロ歳から高校3年生までの子ども

を養育する保護者様に対し、子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給させていただくものですが、当町としましては、この手当を対象者の皆様に迅速にお届けできるよう調整してまいります。

この物価高対応子育て応援手当を含め、国において強い経済を実現するための総合経済対策として去る11月21日に閣議決定されました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の拡充について、住民の皆様や事業者様に対し当町においてもしっかりと支援できるよう、十分な検討をしてまいります。

今後とも議員の皆様をはじめ、住民の皆様には町の発展に向けて一層のお力添えをお願いしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） これをもって令和7年12月愛荘町議会定例会を閉じます。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時00分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長 (改選前)

令和 年 月 日 議 会 議 長 (改選後)

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 2 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 3 番